

公募型プロポーザル手続開始のお知らせ

次のとおり、企画提案書の提出を求めます。

令和3年7月1日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名

世田谷区移動等円滑化促進方針策定事業業務委託

(2) 業務の目的

東京2020大会を契機としたユニバーサルデザインのまちづくりの成果をレガシーとして大会後のまちづくりに継承するため、先導的共生社会ホストタウンとしての先導的・先進的な街づくりの促進を進めていく上で必要な、「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）に基づく移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）策定を令和3年度と令和4年度の2ヵ年をかけて行う。

(3) 業務内容

業務の内容は次のとおりとし、バリアフリー法に基づく国交省の定める「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」（最新版）に沿って計画策定し、最終成果物として提出すること。また、国や都の補助金対象要件を満たし、世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画に紐づけた計画となるよう提案すること。

- ① バリアフリーの現状と課題の整理
- ② 区全体のバリアフリーに関する方針の検討
- ③ まち歩き点検、関係団体ヒアリング等のニーズ調査
- ④ 移動等円滑化促進地区の検討及び選定
- ⑤ 移動等円滑化促進地区のバリアフリー状況調査
- ⑥ バリアフリー法第3章の2第24条の4に定める協議会等の運営補助（開催事務費・専門家の招聘費用等）
- ⑦ 移動等円滑化促進地区内の生活関連施設や生活関連経路の検討
- ⑧ 心のバリアフリー等の推進事項検討
- ⑨ 行為の届出等（旅客施設・道路の新設、改良等の事前届出事項）に関する検討
- ⑩ 市町村が行う情報の収集、整理及び提供の検討
- ⑪ 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項の検討
- ⑫ これらの事業の運営を複合的に組み合わせ、また区内の住民団体等の活動や世田谷区の取組みを取り込むなどして現場体験等を取入れた運営を行う。

(4) 契約期間

契約期間：令和3年度及び令和4年度

※契約締結は単年度ごとに行い、令和4年度の契約については前年度の良好な履行状況及び当該事業に係る予算配当を条件とする。

2. 参加資格

参加表明書提出日現在において、次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- ② 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること。
- ③ 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- ④ 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て又は民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- ⑤ 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- ⑥ 平成28年度から令和2年度までに東京都、都内区市又は政令指定都市において、バリアフリーマスタープラン策定業務といった、本業務と同種・類似の業務※を行った実績を有すること。

※⑥における同種・類似の業務：ユニバーサルデザインや福祉のまちづくりに関する計画及びバリアフリー法等に基づく各種計画（バリアフリー基本構想等）の策定又は改定に関する業務

- ⑦ 主任技術者及び主たる担当者は、技術士（総合技術管理部門又は建設部門、選択科目：都市及び地方計画）の資格を有する者であること。
また、照査技術者は技術士（総合技術管理部門又は建設部門、選択科目：都市及び地方計画）の資格を有する者であること。

3. 企画提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加表明書に基づく前記2の参加資格の確認のみを行う。参加資格の確認ができた提出者には、プロポーザル招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった提出者には、確認できなかった旨を通知する。

4. 企画提案書の審査

別に定める要綱により審査委員会を設置し、別に定める審査要領に基づき二段階審査方式（一次審査：書類審査、二次審査：ヒアリング）で実施する。なお、参考見積りは、提案内容との整合性及び区予算における妥当性を確認するためのもので、価格の高低による差異は評価の対象としない。

(1) 一次審査（書類審査）

【一次審査項目】	審査の視点
企業実績	・同種業務実績、業務遂行力（住民参加対応等）が十分か

技術者実績 (管理技術者) (担当技術者)	<ul style="list-style-type: none"> ・同種業務の実務実績が十分か ・地域精通度（世田谷区等における実務実績）があるか
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・動員計画に妥当性があり、業務分担が不明確・不自然でないか ・現実的なスケジュールで、実行可能なものになっているか
特定テーマ に対する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的、内容の理解度が高いか ・日本社会の動きや区内の施策に関する理解力があり、それをふまえたバリアフリーマスタープランの策定について現実的に実効性がある計画であり、先見性に魅力があるか ・業務の特性、目的を適切に把握し、世田谷区の特性を考慮した提案となっているか（着眼点、問題点、解決方法等） ・実現性と説得力のある提案となっているか ・課題解決のための創意工夫がなされているか
資料作成能力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が分かりやすく、効果的な構成となっているか
工程計画	<ul style="list-style-type: none"> ・工程計画と業務量の整合が取れているか

(2) 二次審査（ヒアリング）

【二次審査項目】	審査の視点
専門技術力	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書の内容をよく補完しているか ・過去の業務実績を踏まえ、当業務に対しても専門技術を十分に発揮できると認められるか
取り組み姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に対する熱意、取り組み意欲が感じられるか ・区民協働に対する理解、姿勢が適切か
コミュニケーション能力	<ul style="list-style-type: none"> ・説明が分かりやすいか ・質問に対する応答が明快かつ迅速か ・区民参加の適切なファシリテーション、対応が期待できるか

5. 手続等

(1) 担当部課

世田谷区 都市整備政策部 都市デザイン課
都市デザイン企画調整担当 大谷、新岡、高橋
〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1
電話：03-6432-7152 ファクシミリ：03-6432-7996

(2) 説明書の配布期間及び配布場所並びに方法

①配付期間：令和3年7月1日（木）から令和3年7月15日（木）

※土・日曜日を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）

②配付場所

1. 都市整備政策部都市デザイン課

〒154-8504 世田谷区玉川1-20-1

電話：03-6432-7251 ファクシミリ：03-6432-7996

（二子玉川分庁舎A棟2階 A28窓口）

2. 世田谷区ホームページ（以下）よりダウンロード

[トップページ](#) > [くらしのガイド](#) > [住まい・街づくり・交通](#)

> [ユニバーサルデザイン](#) > [世田谷区移動等円滑化促進方針](#)

[策定事業業務委託](#)

（3）参加表明書の提出期限及び提出場所並びに方法

① 期 限：令和3年7月15日（木）午後5時必着

※土・日曜を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）

② 場 所：上記（2）1.に同じ

③ 方 法：持参又は郵送（Eメール及びファクシミリ可）

※メールアドレス【SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp】

（4）質疑及び回答（企画提案書に係る質問について）

① 期 限：令和3年7月19日（月）午後5時必着

② 提 出 先：都市デザイン課

※メールアドレス【SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp】

③ 提出方法：質問は、Eメールにより行うものとする。なお、文書には『「世田谷区移動等円滑化促進方針策定事業業務委託」に関する質問』と明記し、貴社の担当窓口の部署、氏名、電話、ファクシミリ番号及びEメールアドレスを併記すること。

④ 回答方法：回答については、取りまとめた上で参加者全員に対して、Eメールにより行う。

⑤ 回答予定日：令和3年7月23日（金）

（5）企画提案書の提出期限及び提出場所並びに方法

① 期 限：令和3年7月26日（月）から 令和3年8月12日（木）午後5時必着

※土・日曜を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）

② 場 所：上記（2）1.に同じ

③ 方 法：持参又は郵送（※宅急便、書留など、送達確認できるものに限る）

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨【日本語及び日本国通貨に限る。】
- (2) 契約保証金【免除】
- (3) 契約書作成【要】
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無【無】
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口【5. (1) に同じ】
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称並びに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は、5. (2) の説明書による。